



STANDARD  
TOKYO

2023年11月2日

各位

会社名 株式会社プロルート丸光  
代表者名 代表取締役社長 内田 浩 和  
(東証スタンダード市場・コード番号: 8256 )  
問合せ先 管理本部長 佃 真人  
(TEL 06-6262-0303)

**2024年3月期第2四半期報告書提出遅延等及び  
当社株式の監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ**

当社は、2024年3月期第2四半期報告書(自2023年6月21日至2023年9月20日、以下「同四半期報告書」といいます。)につきまして、下記のとおり、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める期限である同年11月6日までに提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、同年9月11日付適時開示「会計監査人の異動に関するお知らせ」にて、同日付で会計監査人との監査契約を合意解除した旨をお知らせしておりました。

当社としては、その後も一時会計監査人の選任に向けた活動を行ってまいりましたが、現時点においては一時会計監査人としての監査契約の締結には至らなかったことから、同四半期報告書の提出期限である同年11月6日までの一時会計監査人による監査・レビューの完了を目的とした一時会計監査人の選任について、本日、断念することといたしました。

なお、同四半期報告書の提出期限の延長申請につきましては、当社の現状が、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長の承認申請のための要件を満たしていないため、延長申請を行える状況にないことから、申請を行いません。

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

上記の通り、当社は同四半期報告書について金融商品取引法に定める提出期限(同年11月6日)までに提出できない見込みとなりました。

東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限(同年11月6日)までに四半期レビュー報告書を添付した同四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した当社の株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様への注意喚起のため、本日付で監理銘柄(確認中)に指定される見込みです。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、四半期レビュー報告書を添付した四半期報告

書を法定提出期限の経過後1ヶ月（同年12月6日）までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

### 3. 今後の見通し

当社では、同四半期報告書の提出を早期に行うことができるよう、一時会計監査人の選任に向けて今後も最善を尽くしてまいります。一時会計監査人が決まり次第速やかにお知らせいたします。

なお、2024年3月期第2四半期決算短信についても、同年11月6日までの公表を見送り、後任の一時会計監査人の選任後に整合性等を確認の上、早期に公表したいと考えております。

当社の株主、投資家の皆様、そのほか全てのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上